

○岩手沿岸南部広域環境組合管理者及び副管理者会議設置規程

平成 18 年 4 月 21 日
訓 令 第 1 号

改正 平成 26 年 3 月 31 日 訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 岩手沿岸南部広域環境組合（以下「組合」という。）の処理する事務について総合的な調整を図るため、管理者及び副管理者会議（以下「管理者会議」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 管理者会議は、管理者、副管理者をもって組織する。

(協議事項)

第 3 条 管理者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 組合の事務の管理及び執行に係る基本的な事項に関すること。
- (2) 組合の条例等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 予算の編成方針に関すること。
- (4) 財産の取得、用途変更及び処分に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、組合の運営に係る重要事項に関すること。

(会議の招集及び運営)

第 4 条 管理者会議は、管理者が必要のつど招集する。

2 管理者は、管理者会議の議長となる。

(庶務)

第 5 条 管理者会議の庶務は、総務係において処理する。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。